

美郷町芸術文化協会千畑支部発表会を開催します

町芸術文化協会千畑支部加盟団体による発表会を開催します。歌あり、踊りありの楽しいステージです。加盟団体会員の作品や活動記録の展示も行います。入場料は無料ですのでぜひご来場ください。

日時 ● 7月31日(日) 午前10時～午後2時ころ
会場 ● 美郷町北ふれあい館、美郷町北体育館
内容 ● 芸能サークルによる芸能発表、加盟団体会員の作品や活動記録の展示

問 町美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550

福祉保健課

介護予防ボランティア養成講座を開催します

介護予防のお手伝いをするボランティアの養成講座を開催します。興味のある方、活動してみたい方は、下記までお申し込みください。

日時 ● 8月4日(木)、8月19日(金)、8月25日(休)、
8月31日(休)、9月9日(金)、9月21日(休)、
9月29日(休)、10月5日(休)

いずれも午前10時から午前11時30分まで

会場 ● 美郷町中央ふれあい館 **受講料** ● 無料
定員 ● 20名(全日程に参加できる方を優先します)

内容 ● ・今なぜ介護予防が必要なのか。
・フットケアを通じて気持ち良さを体験し、
周囲に提供できる技術を習得する。
・ボランティアとして活動している実践者から学ぶ。

講師 ● 日本フットセラピスト協会
マスターインストラクター 渡辺ユミ子氏
ボランティア実践者 進藤ミツホ氏

申込方法 ● 7月20日(休)までに下記へお申し込みください。

申・問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証を更新します

70歳以上75歳未満の方には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

自己負担割合は、原則として毎年8月から翌年7月末までを一年として判定し、更新されます。これ以外に

平成28年8月から使用する高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。新しい高齢受給者証がお手元に届いたら内容をご確認ください。医療機関を受診するときは、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

も、世帯構成や所得の申告内容が変わったときは自己負担割合が変わる場合があります。

ご存知ですか?「国民健康保険限度額適用認定証」、 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

限度額適用認定証とは、入院した場合や、外来診療での治療費と薬代が高額な場合の窓口負担額を、限度額までの支払いで抑えられる制度です。制度を利用するためには認定証の交付申請が必要です。

■現在、認定証をお持ちの方へ

現在、お使いの認定証の有効期限は7月31日(日)までとなっています。認定証を更新するための申請書類は7月上旬に送付しますので、8月以降も入院予定の方または高額な外来診療(そのときの調剤が高額な場合を含む)を受ける予定のある方は、忘れずに申請をしてください。

■認定証を持っていない方、当面8月以降使用する予定のない方へ

認定証は、使用する必要が生じてからでも申請できます。この場合は、認定証の交付を受けただうで、被保険者証とともに医療機関や薬局の窓口へ提示してください。

交付申請先 ● 町福祉保健課

必要書類等 ● ・印鑑 ・国民健康保険被保険者証
・個人番号カードまたは個人番号通知カード
・本人確認できる書類(免許証など)



認定証の交付申請対象となる方

・70歳未満の方 ・70歳以上75歳未満の非課税世帯の方

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

「在宅医療と介護をつなぐ講演会」を開催します

参加料は無料になります。興味のある方、どなたでもご参加ください。

人はこの世に生を受け、誰もが必ず最期を迎えるときが来ます。人の一生をひとつのものがたりとしてとらえたとき、あなたは人生の最期をどこで迎えたいですか。あなたの最期を誰に見届けてもらいたいですか。最期に食べたいものは…。最期に会いたい人は…。言い残したことは…。
今、在宅医療や介護のありかたについて、いっしょに考えてみませんか。

日 時 ●7月30日(土)
午後2時～午後4時 受付/午後1時30分～
会 場 ●美郷町公民館 ホール
演 題 ●「このまちで最期まで暮らしたい
～語り継ぐいのちのものがたり～」
講 師 ●秋田県医師会
常任理事 伊藤 伸一氏

問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

福祉医療費受給者証(マル福)が更新されます

8月1日(月)は福祉医療費受給者証の更新日です。

対象者には7月中に更新後の受給者証を郵送しますので、更新日以降は必ず郵送された受給者証を受診する医療機関の窓口にて提示してください。また、所得審査により非該当となる方には通知をお送りします。

■8月1日(月)から対象を中学生まで拡大します！

保護者に住民税の所得割が課税されている場合は、1医療機関につき上限額1,000円の自己負担が必要です。

6月に対象者へ案内しています。申請受付後、受給者証を送付しますのでまだ申請していない方はお急ぎください。

■福祉医療費受給者証更新対象者

対象区分	対 象 者
乳幼児および小・中学生	15歳以下の児童(中学3年生以下) ※父母の住民税所得割課税状況により、受給者証が右表のとおり変更となる場合があります。
ひとり親家庭の児童	18歳以下の母子、父子家庭および両親のいない児童等(高校3年生以下)
高齢身体障がい者	身体障害者手帳4級から6級の所持者(65歳以上)
重度心身障がい(児)者	身体障害者手帳1級から3級または療育手帳A所持者(被用者保険本人のみ)

■小学生は自己負担無料となります！

また、今まで小学生は、保護者に住民税所得割が課税されている場合、1医療機関につき上限額1,000円の自己負担額がありましたが、8月1日(月)からは町独自の取組みとして、自己負担額が無料となります。

■乳幼児および小・中学生の区分

年齢区分	父母の住民税所得割	受給者証の色	医療機関での自己負担
未就学児	非課税	白	なし
	課税	白	なし
1歳以降		黄または橙	なし
小学生	非課税	白	なし
	課税	黄または橙	なし
中学生	非課税	白	なし
	課税	緑または紫	1医療機関につき上限額1,000円/月

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

国民年金保険料の免除制度についてお知らせします

国民年金保険料は毎月の納付となりますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しいこともあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「全額免除」または「一部免除」される制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 全額免除 保険料の全額を免除
- 一部免除 保険料の一部を免除(4分の3・半額・4分の1)

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料額(月額16,260円)	0円	4,070円	8,130円	12,200円

問 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903、大曲年金事務所 ☎0187(63)2295